「第4期北九州市障害福祉計画(平成27年度~29年度)(素案)」に対する意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済、または計画期間中に実施予定
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし④ その他

	No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
1	计画全部	股に係るもの			
	1	このような北九州市障害福祉計画策定に関する専門委員として、社会福祉の専門家である社会福祉士や精神保健福祉士の各専門職能団体から策定委員として会議に参画することが望ましいのではないかと考える。	計画の策定にあたっては、障害者団体や保健・福祉・医療関係者、学識経験者等による委員会(障害者施策推進協議会、障害者自立支援協議会、精神保健福祉審議会)において、幅広い意見を聞きながら策定しています。この中には社会福祉士や精神保健福祉士の資格をお持ちの方も参画いただいており、障害福祉の専門的な知見を反映しながら策定してまいります。	2	Θ
	2	知的障害者の入所施設の入所者は北九州 市外が50%を超えていると聞いている。今後 は北九州市外の親・家族も委員会等に入れ て声を聴いてほしい。	本市には、数多くの障害者団体があり、付属機関等の委員数には限りがあることから、主に代表的な団体に参加いただいているところですが、その他の団体についても十分意見を聞きながら、施策の推進を図ってまいりたいと考えています。	2	•
	3	第4期北九州市障害福祉計画の基本理念はすばらしく、誰もが社会の構成員として実感していけ、また障がい者は、無理解による差別や偏見もなくなり正しく理解され安心して暮らせる地域になると希望が持てる。「障がいのある人もない人も住みやすい安心していきいきと暮らせるまち」という条例を作っていただき、すべての市民にひろく投げかけていただけたらと思う。	第4期北九州市障害福祉計画の基本理念として 掲げている「共生社会の実現」は、障害者基本法 第1条に規定されているものです。本市ではこの 法律を踏まえて計画を策定したものであり、計画 の着実な実施を図ることにより、「障害の有無にか かわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を 尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすこと のできる共生のまち」の実現に向けて、すべての 市民に広く投げかけ、啓発を行ってまいりたいと 考えています。	2	①

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
4		サービスを受けることができます。今後も、必要に応じて近隣自治体と連携を図ってまいります。	2	•
第一章	- 第4期北九州市障害福祉計画の基本的考 -	え方		
5	今年度、市では障害者等実態調査を実施したが、精神障害者の調査対象数が600人で知的障害者数より母数が多いにもかかわらず、少ないのは納得がいかない。他障害より増加傾向にある精神障害に対する軽視と言わざるを得ない。確かに精神障害に対する取り組みに困難さを感じられるのは否めないが、手遅れにならない内に、もっと本腰を入れた対策を講じてほしい。	としました。なお、前回の調査対象者数は、各障 害者手帳交付数を基に算定したものです。施策の	2	•
第二章	第4期北九州市障害福祉計画			
6	施設入所者の削減という文章の「削減」という表示は、行政当局の上から目線が感じられる。入所施設でしか生活できない利用者、親、家族にとっては不当な表示だと思う。どこで生活するかはその人の自由である。別の表示に改めてほしい。 (素案P7、P18~19、P29等)	計画策定にあたっての、「国の指針」引用部分を除き、ご指摘の箇所については「削減」の表示については、「施設入所者の減員数」に改めます。	3	2
7	地域移行の推進を図る一方、障害者の住まいの確保は依然として厳しい状況にある。消防法、建築基準法の基準をクリアーするためには多大な資金が必要となり、障害のある方が気軽に住まいを選べる環境になっていないように思う(グループホーム)。	グループホームの整備にあたっては、利用者の安全確保のため、消防法や建築基準法等に適合させることが求められており、そのための支援として、本市ではスプリンクラーの設置に対する補助などを行っているところです。また、グループホームの整備が促進されるよう、グループホームの建築基準を一般の住宅と同様に取扱うことが可能となるような措置について、大都市主管課長会議を通じて、国に要望しているところです。	2	•
8	の死後などを考慮するとグループホームでの生活(家族が休日の時に帰省する)が理想である。現実においては、グループホームの開設の国の法的なハードルは高い(防災	計画においても、施設入所者の地域生活への移行の受け皿としてグループホームは重要と考えています。本市ではグループホームの整備につい	2	•

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
9	親元からの自立を望む人も支援するべき。こ れも地域生活への移行である。	親元からの自立を希望する方への支援も大事な地域生活移行への支援と考えています。そのため、ご本人のニーズに基づき、生活や居住面を支援する障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所、区役所、就労を支援する障害者しごとサポートセンター等による地域生活への移行を支援していきます。	2	•
10	入院中の精神障害者の地域生活への移行厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡平成26年10月24日「長期入院精神障害者の地域生活への移行を促進するための介護保険担当画と介護保険事業計画との調和を図る」ことが謳われている。高齢の長期入院精神障害者について、成果目標・目標達成のための方策についての記述が見当たらない為、成果目標達成のための方策についての記述が見当たらない為、成果目標達成のためで表策に、高齢の長期入院精神障害者に関する具体的な内容を挙げていただきたい。		2	•
11	地域生活支援拠点の整備に当たっては、既存施設を利用する面的整備ではなく、新たな小規模入所施設などを核とする新設整備とし、全国のモデルとなる拠点として欲しい。	地域生活支援拠点の整備にあたっては、国の指針により新たな施設整備または地域における複数の機関が分担して機能を担う体制(面的な体制)の整備によって行うこととされています。 今後、国において実施するモデル事業や他自治体の状況等を見ながら本市の実情に応じた検討を行っていきたいと考えています。	2	•
12	見込み量に「宿泊型自立訓練」の数値がないが法律に明記されている事項である以上、目標があってしかるべきではないか。	日中活動系サービスの「自立訓練(生活訓練)」の サービス見込み量の中に「宿泊型自立訓練」の見 込み量を含めて計上しています。	2	•
13	日中活動系で利用者数最多の生活介護サービスについてなぜ「介護」という言葉を用いるのか疑問である。利用者の障害特性を踏まえて、本人の意向も尊重し、個々に応じたプログラムの提供をお願いしたい。 行政及び事業者は、人材の確保とその養成、サービスの質の向上にさらに努めるべきである。	「生活介護」の名称については、法律で定められたサービス名として用いられています。 生活介護の支援内容については、利用者の障害特性を踏まえ本人の意向を尊重した個別支援対することとなっており、今後も適切にサービスが提供することとなっており、今後も適切にサービスが提供することとなっており、今後も適切にサービスが提供することとなっており、今後も適切にサービスが提供することとなっており、今後も適切にサービスが提供することとなっており、今後も適切にサービスが提供するようの音楽がでは、個別では、個別では、個別では、場ででは、明確では、大都市はいて、事業所が行われているとす。本市としても、大都市主管課長会議を通じて、るとの資組みを報酬で評価する検討が行われていると、本市では、長な声を業の取り組みを報酬でいては、本事では設していると、大材養成については、本事では、長などを実施しても、大材養成については、本事では設していまです。また、人材養成については、本事では設していまとっていると、大材養成については、本事では設していまである。こらに、「中学などを実施していまといるというです。」といるといまでは、「中学などを実施して、またが、「中学などを実施して、またが、「中学などを実施して、またが、「中学などを実施して、またが、「中学などを表示しています。」といるようには、「中学などのでは、「中学などを表示しています。」といるようには、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学など、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学など、「中学などが、「中学など、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学など、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学など、「中学などが、「中学などが、「中学などが、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学など、「中学な	2	2

No).	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
	14	素案P29の居住系サービスの「提供体制を確保するための方策」の項目に、以下を加えてほしい。「サービス提供事業者における人材の確保・養成を進めサービスの質の向上を進めます。」(素案P19記載と同じ文章)「既存入所施設のサービス拡充が進むように、国に対し報酬水準の適切な増額、職員配置基準等の改善について要望します。」(素案P31記載と同じ文章)	ご指摘の項目については、文章を加筆し修正しま す。	3	2
第三	章	北九州市障害者計画【拡充版】(新規・拡充)			
	15	【拡充】総合療育センターの機能の充実 医師、看護師、保育士、訓練士、作業療法士 等の確保をお願いしたい。 年々増加する発達障害児の早期診断への 取り組み及び診療体制の充実を図るため に、平成30年開所予定の新療育センターに 児童精神科が新設されることに大いに期待 をしている。現在は発達障害関係の診断 は、副所長がひとりで担っておられるようで、 その負担も大変なものと考える。さらに診断 後も受け入れ体制が充分でないために療 別始を待っている幼児も多くいると聞きひん でいる。早期発見及び早期療育が受けられ るように、保育士、訓練士、作業療法士等の 確保をお願いしたい。加えて地域の病院で 診察及び治療を受け入れることがができるよう に、医師、看護師の確保をお願いしたい。	増加する発達障害児に対応するために、専門スタッフの確保は重要と考えています。 現在、児童精神科医については、前倒しの採用に向けて協議しているところです。また、作業療法士や保育士などの専門スタッフについても、その確保に向けて努めてまいります。また、診断後について、総合療育センターの建替え及び西部分所の開設により、児童発達支援センターの定員を10名増やすこととしています。今後も、障害児の特性や状況をふまえながら支援を行ってまいります。	2	•
		【拡充】総合療育センターの機能の充実地域の病院にかかっている障害児者が、レントゲン、採血、CT、脳波等の検査を受けられない場合、療育センターで検査を受けられない場合、療育センターで検査をたい。重度の自閉症児者が必要に違合を大けない。重度の自閉ないただきたい。重度の自閉ないたが多々ある。そのようなセーズにはいけない時でも、なかなかスムーズ時に障害特性に配慮していただける療育とができなけられないことが多々ある。そのようなセンターでスポット的に検査を受けられてできるし、また保護者もほかの方々への気兼ないかと思う。また、北九州市が発達障害のある人たちがが厳しいと思う。また、北九州市が発達に診昨年4月に「医療現場で多少なりとも、軽達障害のあるいととがが厳しいしている。このリーフレットを作成されたことがである。なり、変に変にないまた。となりでしている。このリーフレットが現場である。このリーフレットを作成されたことがが表し、このリーフレットを作成されたことがである。このリーフレットが現場である。このリーフレットを作成されたことがである。このリーフレットが現場で活用されますように啓発にご尽力いただきたい。	重度の自閉症児者が地域の医療機関で安心して診療を受けることができることは大切です。地域の病院にかかっている障害児者が、その状態により検査を受けられない場合について、総合療育センターの利用をしたことのある障害児については、他の利用者の状況をみながら対応可能です。また、初診の場合は、まず診察を行い状態を把握したうえで、必要な検査についてするようにしています。 医療従事者等への啓発リーフレットは、発達障害のある人が高気になって医療機関を受診したよりに、医療従事者の認識になる場合があることからに、医療従事者へ発達障害について啓発するために作成したものです。内容は発達障害のある人の特性や対応方法、身近な相談会、北九州市歯科医師会を通じて配布しています。今年の後も、このリーフレットを積極的に活用していただくよう、啓発に努めてまいります。	2	1

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
	【拡充】総合療育センターの機能の充実 重度障害児について 重度障害児の酸素の必要な子供たちなどに 対するレスパイトケアができるような体制作 りをもっと強化してほしい。 大学病院は急性期治療が中心であり近隣に 相談や対応ができる施設があまりないようで 困っている。そのため、療育センターでの役 割として対応強化していただくことや、今後、 八幡西区に分校として療育センターができる のであれば、同時に病床も増やしていただ けると助かる。	酸素を必要とする重度障害児のレスパイトケアとしては、短期入所を受け入れる総合療育センターがあります。また、日中預かり療育支援を行うことで親のレスパイトになる通所施設として児童発達支援事業所(未就学児対象)は市内に3ヶ所、放課後等デイサービス事業所(就学児対象)では市内に8ヶ所があります。また、総合療育センターは平成30年度に建替えを予定しており、短期入所床も20床から30床に増やすこととしています。なお、開設予定の総合療育センター西部分所は、外来及び通所のみとなっています。	2	\oplus

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
18	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 北九州市における精神障害者福祉手帳所 持者は5,400人余と言われているが、他の障害と比べて、病気を隠したい傾向が強く、 精神障害を抱える人はその倍近くいるのでい我と思われる。また、ストレスの多りな苦めと思われる。また、ことを感じてと多事がととる当事的な方にときずらさを感じてと多事期行にときないる。当事的な方法に果たである。これらけている。事神の役割はに関する教育の役割しに関する教育の教職員に対する研修と生徒に対っている健康」に関する教育の由とするの健康」に関する教育の由とするといっただきたい。また、障害を理の解消を対けている諸要因の解消を対けている諸要とにいただきたい。	「心の健康」について、教職員への研修や生徒に職員への研修や生徒に職力する教育は重要であると認識しています。と表表に重要でも対しては、市立全学校の理士等による「生誰、カールカウンセラー(臨床心理士修を実施した。とも心が苦しいときがあることを認識する要要性達との際の援助希求能力をることを発達と共ににの際の援助希求能力を引きるとの事を発しています。とは、小におがら児童・生徒への「心の健康」に関しているがらいて、心の発達して、のの対応についの健康」に対いて、心の発達と心の健康」にはおいて、1においるの対応についの健康」に対いて、1によいて、1において、1において、1において、1において、1において、1に年生であるとのの対応については、1において、1に年生であるとの発達と心の健康」において、1に年生であるとの発達と心の健康」において、1と年の発達と心の健康」において、1と年の発達と心の健康」において、1と年の発達と心の健康」において、1と年の発達と心の健康」において、1と年の発達と心の健康」において、1と年の発達と心の対処についます。 精神障害者へいを選問して、1を生の対処についます。 精神であると、1を生の対処についます。 精神であると、1を生の対処についます。 精神であると、1を生の対処についまた、1と年の発達といまた、2を生の対処には、2を生の対処には、2を生の対処には、2を生の対処には、2を生の対処には、2を生の対処には、2を生の対処には、2を生の対処には、2を生の対処には、2を生の対処には、2を生の対処には、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生のが表には、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生の対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生の対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが対し、2を生のが	2	\odot
19	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応本市の精神障害者数(入院+公費通院)は素案P16の統計からも年々増加傾向(H21年度から4年間で21%増)にあり、現在1万4千人を超えていると考えられる。本市人口の1.5%、約70人に1人の割合となる。他強く、病気を隠したい傾向が強くきに此べて、病気を隠したい傾向が強くきた、ストレスの多い現代社でいる当事る、指草た、ストレスの多に増えると思われる。精算については、思春期の早期対応役割はできらに増えると思われる。精算に果たす教育のでは、思春期の早期対応役割はに対する研修と生徒に対する「心の健康」に関する教育の充実を図ってほしい。また、諸要とする教育の充美別の解消を妨げている教職員関する教育の充美別の解消を妨げている表達に対する「心の健康」に関する教育の充美別の解消を妨げている表達に対する所能と生徒に対する「心の健康」に関する教育の充美別の解消を妨けている表達に対する所能とは、計算を関いては、によりに、	始め関係者・関係機関と連携しながら、一体と	2	1

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
20	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応「ピアサポーターによる相談支援について」当ホームの利用者さんにおいても2名ピアサでも役割、やりがいを感じられている様である、長期入院の患者さんへの退院しているようか」といるにしているというにしているというにしたがしていた方の取ら、自分も退院したうか」というに対していたら、自分も退院したら自分も退院したら自分も退院したら自分も退院したの事である。その方も入院していた場では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時	ピアサポーターについては、ご意見にあるようにピアサポート活動による退院支援だけでなく、その活動を通して本人がやりがいを感じるといった面があります。 今後も、ピアサポート活動の充実を図り、退院に向けた相談支援を実施してまいります。	2	•
21	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 ピアサポーターの養成をお願いしたい。		2	1
22	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 差別や偏見、誤解をなくす為の啓蒙活動を ① 3障害の中で精神障害者は、差別、偏見 の目で見られ理解されていない。いまだに、 怖い存在だというイメージで見られている。 知らない、知らされていない事が、偏見や誤 解をよぶ。是非、積極的に公務員(教職、行 政職)への教育、啓発や地域での学習会 等、取り上げてほしい。 ② 家族会の存在を知らない当事者を抱える 親は長年悩み苦しみ続けている。早急に役 所内や精神科病院、クリニック等にチラシな どを置き、市政だより等でも周知させてほし い。これも啓蒙活動の一環となる。	精神障害者に対する差別や偏見の解消は、大変 重要な課題です。 ① 精神疾患に対する正しい知識を普及させてい くために啓発活動の充実を図ります。教職や行政 職への啓発をはじめ、地域住民に対する啓発活 動の充実を図ります。 ② 家族会の周知については、「セルフヘルプ・グ ループ情報誌」等に掲載し、区役所での相談時に 配布したり、関係機関にも配布しています。今後も 家族会の周知を実施してまいります。	2	•

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
23	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 安心感のある地域での暮らし・地域生活支援に関して、障害当事者の重度化、高齢化や、親が支援することが出来なくなった場合(親亡き後)への対応が曖昧である。		2	2
24	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 家族支援をぜひ計画に入れてほしい。(どんな手法ででも)	本市の障害福祉施策の基本方針を定めた 平成24年に策定した「北九州市障害者支援計画(平成24年度~29年度.)において、ご指摘いただいた障害者を取り巻く環境の変化を踏まえて、障害のある方が地域で安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、総合的に施策の推進を図ることを定めています。この計画は平成29年度までを計画期間としており、継続して取り組んでまいります。このため、こうした計画での位置づけについて、今回の計画の冒頭に改めて加筆し追記することとし	2	2
25	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 現在高齢化が進んでいると言われている が、障害者も保護者も同じである。将来、保 護者がいなくなって、治療に結びつかない人 が1人残った時のことを考えると恐ろしくな る。今の内に役所や病院が対応策を考えて ほしい。以前は家族からお願いすると病院 が連れに来てくれていた。	ます。 家族支援についても重要と考えており、現行の「障害者支援計画」に基づき、区役所での家族教室や交流会の開催など実施しており、今後も家族支援の充実について取り組んでまいります。	2	2
26	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 家族支援について 家族も当事者に振り回されて疲れきっている。家族会も高齢化し、病気の人は悲鳴をあげている。自分達の子どもだからと何もかも諦めている人もたくさんいる。そんな時、家族支援で話をゆっくり聴いてくださったり、家族が疲れた時に宿泊できるところがあればいいと思う。また、孤立した家族がたくさんいる。何とか家族会につなげることはできないか。	精神障害者の家族に対して、区役所での相談の際に家族会の情報を提供しているところです。 障害福祉サービスにおける短期入所(ショートステ	2	1
27	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 家族も疲れている。家族が一時的に避難、 休養できる場所を確保してほしい。	イ)については、居宅で介護を行う家族等の疾病や冠婚葬祭、旅行等の場合に利用できますが、同時に家族など介護の方へのレスパイトサービスとしての役割も担っております。	2	3

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
28	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 北九州市としてACT(包括地域生活支援プログラム)への支援、援助、助成をお願いしたい。 平成26年4月には北九州市内でも「QーACT」が発足して利用者と家族支援を行っている。利用者は現在40数名で、利用されている家族は大変喜んでいる。しかし、ACTは支援の内容・質を確保するため、八幡西区の方まで支援を広げるのが困難な状況となっている。 ①ACTは本人と家族支援に有効な社会資源の1つである。北九州市として今回の福祉計画に盛り込んでいただきたい。 ②家族が高齢化して親亡き後が深刻な問題となっている。家族支援は国や北九州市にとって重要な課題である。ACTは家族支援の1つとしてその役割を果たすことができる。検討をお願いしたい。		2	@
29	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 精神障害発症家族への早期介入をお願いしたい。「家族が支援」から「社会的支援」へと 展開していただきたい。アウトリーチ及びAC Tの環境整備を行っていただきたい。	ACTは、多職種がチームとなって、重い精神障害のある方の地域での生活の回復を支援していくプ	2	2
30	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 昨年発足したQーACTの活動をされている 方々に接し、とても感銘を受け、包括型地域 生活支援の下、必要不可欠な存在だと感じ た。家族会とともに公の機関の方々も今後 の活動を見守り、定着、発展に向けて取り組 むべきことは何か等について検討していただ ければと思う。	ログラムです。 国においても、精神障害者の地域移行を進めるうえで、地域生活を支えるための「多職種のチームの連携」が必要であるとし、その在り方を検討しており、本市としても「チーム対応」が有効であると認識しています。 本市では、ACTに関するセミナーに行政職員が参加したり、障害関係事業者等の研修の場である「地域生活支援研究会」のテーマとして議論したりするなど情報交換に努め、各区の精神保健福祉相談員や基幹相談支援センターとも連携を図って	2	2
31	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 ACTにご理解いただくとともに、行政上でも ACTのように頼れる組織はできないものか。	いるところです。 ACTの活動は、民間事業所において、医療や福祉サービスを組み合わせて実施する方法が主体となっており、今後も、ACTに関連する専門職種のネットワーク支援や、ACTの手法に関する啓発周知などによりACTの支援を行ってまいります。	2	2
32	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応引きこもりについて精神障害者は引きこもりが非常に多い。就労まで行き着く人はほんの一握りだと思う。多くの方は、内服して家の中で穏やかに過ごせれば良いのでないかと思われる。当事者は人間である。色んなことを考えたり、やってみたいこともある。私達が考える以上にやれない事が多い。親との関係は煮詰まり、人との関係もうまくとれない。しいし、つでいった当事者が増えてより、しいる。インスやイタリアにはまだまだ届かないが、、ACT(包括型地域生活支援プログラム)のより、当事者の気持ちを大事にし、その人の良い面に目を向け、緊急時にも対応する、そのようなACTを福祉の方面から手助けできないかと思う。ACTが各所にできれば当事者や家族で大変喜ばれる方が増えると思う。	家族支援の観点から、計画に今後の方向性として精神障害者の「地域生活を支えるための多職種のチームが連携する支援」を新たに加筆し、修正します。	2	2
33	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 精神障害者発症家族への早期介入について ひきこもりの方への対策支援のため、家族 会のカ(ピアサポート)心理教育の実施、AC Tへの理解、支援をお願いしたい。		2	2

No.		意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
	34	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 精神障害で、まだ就労支援A型・B型に行けない方もたくさんいる。外に向かってほしいと思う。そのためには、家族と医師だけでは、なかなか大変だと思う。行政もなかなか動けない部分もあるが、保健福祉の方や、家族会、ACTの立ち上げるなど、早く活動していかないといけない。親も年をとり、わが子の面倒が見られなく日は必ず来る。生活保護、施設入所、最後の看取りも、親・兄弟・親戚も当てにならないときがくる可能性があると思う。	No.28~33と同じ	2	@
	35	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 親亡き後の当事者が、自立して住みなれた 地域で生きていくために、次の2点をお願い する。 ① ACT(包括型地域生活支援)は、多くの家 族が大きな期待を寄せている。当事者が自 立して生活するための基盤となるプログラム だと思う。志高いACTのメンバーが十分に力 を発揮できるよう、また、各区にACTが立ち 上がり、多くの障害者が救われるように、資 金面やその他の援助をお願いする。 ② 住居の確保等の公的保証人制度や、安 心して託せる後見人制度の実現を関係機関 へ働きかけてほしい。	を行っています。 身寄りのない知的障害者、精神障害者で判断能力が不十分なため、成年後見制度を利用することが困難な場合に、市長が後見等の開始の申し立てを行う成年後見制度利用支援事業を関係機関	2	2
	36	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 近年家族支援の重要性が強調されるように なったが、北九州市においても、有効な家族 支援施策の検討と実施をお願いしたい。そ のために、実態の掴み辛い精神障害者及び その家族に対する実態調査をお願いした い。	精神障害者の家族への支援については、重要であると考えています。現行の「北九州市障害者支援計画」(平成24年度~29年度)においても、家族支援を含め、障害者を取り巻く環境の変化を踏まえながら、総合的に施策の推進を図っているところです。今回の計画においても、精神障害者の地域移行を促進するため、地域での受け皿づくりや相談支援、啓発に力を入れていくこととでり、今回いただいたご意見を踏まえ、家族支援の観点から、計画に、今後の方向性として集神で害者の「地域生活を支えるための多職種のチームが連携する支援」を新たに加筆・修正します。北九州市障害児・者実態調査においては、主に家族が行う、介助者の年齢や健康状態について調査を行っており、施策の推進にあたっては、日頃から、障害のある方の家族も含め、各障害の方々の意見を十分に聞きながら進めてまいります。	2	2
	37	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 在宅での適切な福祉サービス及び医療が受けられるよう、ACT(包括型地域生活支援) 及び精神科訪問診療看護が充実するように 施策を講じていただきたい。	ACTに関しては、No.28~33と同じ また、精神科訪問看護については、国の検討会 の報告書でも言及されています。 本市としては、今後国の動向をふまえながら、検 討してまいります。	2	2

No.		意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
	38	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 障害者実態調査の「主な介護者」の結果からも、家族の介護負担が極めて高いにておった。 で害者実態調査の「主な介護者」の結果かかわらず、障害福如しているようにであるにじばられているようにである。 大阪中の特神で、本当にない。 が地域生活支援拠家族精神としているためによが地域の方策も通り一篇で、ないないないない。 が地域者である。例えば、居宅がよい。によが地域をである。例えば、居宅なのでは、が、とは、の整要害たで、名は制度のがある。例えば、居宅の推進のを対応出ている。 包括のの整備についてためによが、と4時間の発が、生事といてが表しているためによりなが、と4時間の発が、と4時間の発が、ときには、通常のとは、通常のとは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	精神障害者の家族への支援は重要であると考えています。現行の「北九州市障害者支援計画」(平成24年度~平成29年度)においても、家踏支援を含め、障害者を取り巻く環境の変化を踏まえながら、総合的に施策の推進を図っているところです。今回の計画においても、精神障害者の地域移行を促進するため、地域での受ととしており、点かで記憶見を発に力を入れていくこととしており、点かにだいただ。見を踏まえ、家族支援の観者の「地域という、会の方向性とします。また、障害者の地域生活支援を推進するための「地域生活支援」を新たに加筆し、修正します。また、障害者で加速は生活支援を推進するための「地域生活支援拠点の整備」について、その機能の説明を加筆します。今後、国においてモデルめの「地域生活支援拠点の整備」について、その機能の説明を加筆します。今後、国においてモデルの記明を加速します。するとが計画されていたが、クナイトで、アウナイについては、短期入所サービスとして実施しています。	2	2
	39	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 家族支援の検討について 家族は高齢化と本人の支援のために疲弊している。家族支援について、研究、学習、検討、対策等どのようなものがあるか、行政、家族会とも共同して取り組んではどうか。 ①家族支援対策を検討するために、精神障害者家族会の実態調査の実施をお願いしたい。実態調査をもとに、家族支援策を検討してはどうか。 ②具体的な一例として、家族の疲労が蓄積したときなどに家族を一時的に介護・支援などから解放し、休息の機会を提供する、パイトサービス、ホームヘルパー(家庭生活支援員事業)などの実施	①No.36と同じ ②障害福祉サービスにおける短期入所(ショートステイ)については、居宅で介護を行う家族等の疾病や冠婚葬祭、旅行等の場合に利用できますが、同時に家族など介護の方へのレスパイトサービスとしての役割も担っております。	2	•
	40	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 愛する子供が精神疾患にかかり、ひどい混 乱とショックと否認の急性期、家族は現状を どう理解し寄り添えばよいのかわからないま ま必死で看病し、疲弊していく。孤立とやーに い時期でもる。そんな時、支援セサポート していただけたり、訪問できる往診医につな げていただけたり、訪問できる往診医にしていただけたり、エンパワメントを促するよ 族会を紹介していただけると新聞に載るよう な悲しい事件にならないかもしれない。 家族が入院などしたとき当事者がショーなど で)距離をおいた方が良いときに家族が テイできる場所、又当事者と(暴力問題など で)距離をおいた方が良いときに家族がら に変したときり を強いたでいる。このよう に、 との家族を対していただけたらと思う。 は、 との家族を支援すべる。 との家族を支援すべき 対象として位置づけていただけたらと思う。	精神障害者の家族への支援については、重要であると考えています。現行の「北九州市障害者支援計画」(平成24年度~29年度)においても、家族支援を含め、障害者を取り巻く環境の変化を含まえながら、総合的に施策の推進を図っているところです。また、精神保健福祉センターにおける専門研修や人材育成、区役所での精神保健福祉相談、保健所における緊急対応、さらには、子ども総合センター(児童相談所)での思春期児童の相談など、各機関が連携しながら家族支援について対応しているところです。 ご提案いただいている内容については、今後の参考にさせていただきます。	2	•

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
4	的な生活支援や地域の支援体制などほとんど十分な予算措置もなく、具体的な対応がないために精神障害者の状況は何年、何十年経ってもかわらない。 北九州市の場合も具体的な予算措置を伴う、交通費助成や医療費助成などが無いか不十分で障害者間格差も放置されたままとなっている。 制度があってもそのような状態であるので、	本市では、障害者支援計画に基づき精神保健福 ・祉対策として、各種障害福祉サービスの充実をは じめ、各区役所における精神保健福祉相談体制	2	•
4	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 孤立した家族を作らないことが大切である。 他の家族と交流することで心がほぐれ当事 者との軋轢、家族崩壊、家族による虐待、自 死防止に繋がる。 具体的には、 ①家族会を育成するサポート機関の開設 (家族ピア・サポート事業設置) ②相談窓口職員の研修(家族会定例会への 参加、家族会主催の「家族による家族のた めの家族学習会」に相談窓口職員を研修と して参加させる)	精神障害者の家族会は、精神障害者の家族として様々な経験をした方による支援が行えるという点から重要な存在であると認識しています。本市としても、家族会に対しては意見交換や、相談窓口での情報提供などの支援を行っているところです。 ご提案の内容に関しては、今後の取り組みの参考にさせていただきます。	2	3
4	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 障害者と日常的に関わっている家族を講師 として活用する「家族ピア・サポート事業」を 開設していただきたい。		2	3

	No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
	44	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 緊急時の入院搬送をしていただける所を 作っていただきたい。 息子が悪くなったとき、家族はどうすることも できなくなる。 以前は警察に来ていただき入院につながっ たが、ここ何年か前より厳しくなり、来ていた だけなくなった。 精神障害者には一番必要なことだと思うの でぜひお願いしたい。	入院については、本人の同意による任意入院、患者本人の意思に基づかず、家族等の同意による 医療保護入院、そして自傷他害の恐れがある場合の措置入院があります。措置入院の場合には、警察官通報による緊急対応として、警察車両による移送などの対応が取られる場合があります。ご本人の状態により、各機関が状況に応じて対応することとなります。	2	3
	45 46	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 当事者(精神障害者)が急に症状が悪くなっ た時、緊急時の車の要請が出来る様な体制 作りを要望したい。(同内容の意見:他1件)		2	3
	47	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 当事者が急に症状が悪化したときの対処に ついて 何処でも病院に連れて行ってくださいと言わ れるが、親、兄弟が連れて行くことができな いから悩み苦しんでいるのである。内服しな ければいろんな症状がでる。どんな病気も一 緒である。ただ精神障害者は病院に行くこと の意味を見出せないのである。だから、他人 の手助けが必要である。肉親では限界があ る。福祉対策で緊急時に対処するスタッフを 養成していただくことを願っている。		2	3
	48	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 当事者が急に症状が悪化したときなどに病 院までの搬送体制をお願いしたい。		2	3
	49	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応精神疾患は年々増加し、五大疾患の一つとして重点的な対策が必要とされている。市や区や民間(ACTなど)のサービスは有り難く、目を見張らせる進展を感じる。しかし、身近な地域で早期に総合的にサポートしていただける支援センターがあれば早期発見、早予防にもなると思う。とでは東門自かいをよったり、軽症ですんだり、また予防にはなり、と問うとであるといり、と関がいを正しく理解してもらい、若者が精神の不調に気づくきっかけを作る。この啓発事業は、差別解消へのつながると思う。	市民のこころの健康に関する意識向上を図り、問題解決力を向上させるため、精神保健福祉センターにおける専門研修や人材育成、また、区役所での市民に対するリラクゼーションやストレスケアなど、メンタルヘルスに関わる知識の普及、啓発、健康教育を行っています。 学校教育の現場における取り組みに関しては、No.18、19と同じ	2	\odot

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
50	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 現在、西鉄バスは身体障害者、知的障害者 に対して運賃の50%割引があるが精神障害 者に対しては、いくら家族会が頼んでも減収 につながるので受け入れてもらえない。精神 障害者も同じ障害者、ましては就職率が一 番低い障害である。通院や作業所、授産施 設等へ通所するのに西鉄バスを利用しなけ ればならない人が多い。市の方からも精神 障害者も50%割引が出切るよう、西鉄に働き かけてほしい。		2	3
51	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 3障害(身体障害者、知的障害者、精神障害者)間格差の是正について、 ① JR、西鉄バス、筑豊電鉄、タクシー等運賃の割引を他の障害者と同じようにしてほしい。また、そのための北九州市からの助成なども検討していただきたい。 ② 自動車税、軽自動車税、自動車取得税、北九州都市高速道路及び若戸大橋の通行料等を他の障害者と同じように割引してほしい。	JR、西鉄バス等の公共交通機関の割引、自動車 税等の減税、高速道路の割引等については、重 要課題として捉え、県や他都市と協働で要望活動	2	3
52 53	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 精神障害者のJR運賃、西鉄バス運賃の割 引を身体障害者、知的障害者と同じように5 割引出来る様にして欲しい。 (同内容の意見:他1件)	など繰り返し行っているところです。 未だ実現には至っておりませんが、今後とも引き 続き粘り強く要望してまいります。 なお、本市には、独自の交通費助成として作業所 等への通所にかかる費用を一部負担し、あわせ て精神障害者の社会参加の促進も図る「交通費 助成制度」があります。この制度は、西鉄バスに 対しては全線定期券も利用可能とし、社会参加で	2	3
54	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 交通費を精神障害者も他の障害者と同じ割引になるように力添えをお願いしたい。	の利用も広がるなど一定の役割を果たしており、 今後も実施してまいります。	2	3
55	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 JR運賃、バス運賃等の割引について 身体、知的障害者に比べ精神障害者はどれ もとっても遅れている。引きこもりが多く、作 業所に行けない人の方がとても多く、行けて も他の障害者に比べかなり少ない。そう考え ると公共の交通機関を利用している人の他 の障害者に比べると少ないと思われる(統計 はとってはいないが)。一人でも人との関係 性を高めるためにも交通費の割引があれば 外へ目を向けることができるのではないか。		2	3
56	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 JR、西鉄バスの運賃の割引を身体障害者、知的障害者と同じ割引をしていただきたい。 交通費助成は国連障害者の権利条約第20 条「障害者の移動の権利」保障の視点から、 又三障害の格差をなくすためにもお願いしたい。		2	3

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
57	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 医療費への助成拡大(現在3割負担の精神 科入院医療費を1割負担へ、自立支援医療 費と同じく、精神科以外の一般科診療につい ても1割負担になど)、また、他障害との格差 がついている①JR、西鉄バス、筑豊電鉄、タ クシー等運賃の割引、②自動車税、軽自動 車税、自動車取得税、北九州都市高速道路 及び若戸大橋の通行料の是正が早急に必 要である。	自立支援医療費に関しては、障害者総合支援法において対象や負担が規定されています。法に規定されている以上の市独自による新たな負担については、厳しい財政事情の中では困難な状況です。 JR、西鉄バス等の公共交通機関の割引、自動車税等の減税、高速道路の割引等については、重要課題として捉え、県や他都市と協働での要望など繰り返し対応しているところです。未だ実現には至っておりませんが、今後とも引き続き粘り強く強く要望してまいります。	2	3
58	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 医療費への助成拡大について、精神障害者 を抱える家族の高齢化が年々進み、その生 活は大変疲弊しているので、以下の医療費 助成をお願いしたい。 ① 精神科入院医療費は、現在3割負担であり、当事者及び家族は大変である。1割負担になるように改善していただきたい。 ② 自立支援医療費と同じく、精神科以外の一般科診療についても1割負担となるよう助成をお願いしたい。 ③ 重度障害者医療費助成を精神障害者福祉手帳2級所持者にも適用してほしい。	自立支援医療費に関しては、障害者総合支援法において対象や負担が規定されています。法に規定されている以上の、市独自による新たな負担については、厳しい財政事情の中では困難な状況です。 また、重度障害者医療費助成制度は、3障害ともに重度の方(精神障害は1級、知的障害者は療育手帳A、身体障害者は1・2級)を対象にしております。対象者拡大は、身体・知的障害においても中程度の障害者まで広げることとなり、財源確保の観点からも直ちには困難な状況です。	2	3
59	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 障害者等実態調査結果から、精神障害者の 場合、収入に占める年金の割合が低いた め、家族からの援助や自分で働いた収入の 割合が高く、家族共々経済的に厳しい状況 に置かれている。今、最も求められるのは、 「今後、国、県、市に注力してほしいこと」の 意見にあるように、①医療費や交通費の負 担軽減、②雇用促進及び就労支援、③人権 が守られるような取り組みだと思う。	①については、No.50~56及びNo.57、58と同じ計画の中で、「改正障害者雇用促進法」への対応や、「障害者差別解消法」に対応することとしており、実態調査において寄せられたご要望をふまえ、今後も各施策の充実を図るよう努めてまいります。	2	•
60	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 家族は高齢化が進み年金生活者が多くなっている。当事者の通院や移動に必要な医療 費や交通費の負担の軽減をお願いしたい。 ① JR運賃や、西鉄バス、筑豊電鉄などの 交通費を3障害同様に割引し、そのための 助成をお願いしたい。 ② 精神科は自立支援医療で1割負担だが、 一般の診療科についても1割負担となるよう お願いする。薬の副作用で糖尿病を併発す おば、糖尿病クリニックや眼科など医療費は 薬代を含め大きな負担となり、生活を圧迫す る。	①JR、西鉄バス等の公共交通機関の割引等については、重要課題として捉え、県や他都市と協働で要望活動など繰り返し行っているところです。未だ実現には至っておりませんが、今後とも引き続き粘り強く要望してまいります。 ②自立支援医療費に関しては、障害者総合支援法において対象や負担が規定されています。法に規定されている以上の、市独自による新たな負担については、厳しい財政事情の中では困難な状況です。	2	3

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
61	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 学校教育現場での精神疾患の正しい理解の ための研修、啓発活動が必要である。 具体的には、 ①家族会の例会に参加する。 教育関係者は地域に出向き、当事者を支えている現場を見聞きすべきである。 ②教育関係者の研修会に家族が参加する。 ③学校内に精神保健福祉士、臨床心理士などを常駐させる。	スクールソーシャルワーカー(精神保健福祉士等)を教育委員会に配置し、要請に応じて各学校・園に派遣し、児童生徒の家庭環境等の問題に働きかけたり、学校・園や学校・園の枠を超えた関係機関との連携を強化したりすることにより、課題等の解消、改善を図っています。また、スクールカウンセラー(臨床心理士等)を中学校に配置し、校区の小学校へ派遣して、①生徒へのカウンセリング等に関する情報収集・提供 ④ 状況に応じた情報共有を行うなど、小中連携の推進などの職務を行っています。学校教育現場での精神疾患の正しい理解については重要と考えており、ご意見については今後の取り組みの参考にさせていただきます。	2	•
62	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 地域生活への移行について 長期入院患者(とりわけ高齢の精神障害者 等)に配慮した居住を有効活用する為の取り 組みについて。市内のグループホーム等、 入所施設の空き情報等が、インターネット上 等で共有出来るシステムの構築(県内の一部の市には存在する様です)を検討して頂き たい。市内の空きアパート等、不動産情報を (大家、管理会社等も交えて)共有、交換で きる場の設定を等が行えないか。	プライバシーへの配慮等について検討が必要です。ご意見については今後の参考とさせていただきます。	2	3
63	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 入院患者の地域移行支援事業について、以 下のとおり考える。 病院敷地内にグループホームなど住まいの 設置は精神障害者の社会からの隔離、自己 決定権の軽視につながり、地域での生活に 繋がり難い。医療関係敷地外に作る必要が ある。	病院敷地内にグループホームを設置することについては、平成26年7月にとりまとめられた国の「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」において、地域生活に直接移行することを原則としつつ、段階的な地域移行を進めるための選択肢の一つとして、利用期間の限定など一定の条件を満たす場合の特例として、病院資源の活用を認めることが示されました。その後、パブリックコメントを経て、平成27年1月、一定の条件のもと平成36年度末までの間の特例とした基準省令が出されました。	2	•

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
64	【拡充】発達障害者支援体制の充実 発達障害者支援センターが、より事業所と近いところで協力しあえる体制づくりをお願いしたい。	計画に記載しているとおり、発達障害者支援センター「つばさ」は、先駆的な就労系福祉サービス事業所の取り組みを紹介する研修会の開催など、事業所職員の人材育成支援に取り組むことにより、福祉サービス事業所と緊密に連携した支援を進めていくこととしています。	2	•
65	【拡充】発達障害者支援体制の充実 発達障害のある人の支援について 大人の発達障害の方や社会適応が上手く対 処できにくい方が引きこもりなどで社会資源 などの情報が繋がりにくいこともあり、様々な かたちで情報提供しているところもある。北 九州エリアに相談先(障害者支援に問わず が)多いために、印象としたら北九州市内の みならず相談の際に現状でも上手くつないで いただいているがさらに漏れがないような対 応していただきたい。	発達障害者支援センター「つばさ」や障害者基幹	2	•
66	【拡充】発達障害者支援体制の充実 発達障害のある人の支援について 拡充版においても発達障害児(者)支援に対 する方向性は示されているが、高校卒業後 に何年も自宅のみでの生活を送っていた方 が受診、デイケアにつながった様なケースを みると、発達障害が疑われる事例が未だ多 い。それまでに何の支援も受けていなかった 方が殆どであり、精神科受診をしていたとしても、二次的に表れた症状に対する対処で 終わっている事が多い。又、デイケアでも細 かなフォローが出来ずに定着しない事もあ る。 こういった状況を医療機関、支援機関などを 対象に調査を行うなど、できる限りの実態把 握に努めて頂き支援体制につなげて頂きた い。	相談支援センターでは、近年、発達障害に関する成人期以降の方からの相談が多くなっていることから、「つばさ」において、障害者施設や医療機関、関係機関と連携しながら、成人期用の生活支援プログラムの実施や、発達障害者が利用している障害者施設への技術支援、就労に向けた支援などの機能強化を図り、成人期以降の発達障害者の支援を推進してまいります。	2	•
67	【拡充】発達障害者支援体制の充実 「ペアレントメンター」は相談者に十分なケアで対応できるように、単なる相談員ではなく、カウンセリングの専門性の養成は必須である。 養成講座は、現在、従事している者も受講可能な土・日に行ってほしい。	ペアレントメンターの役割は、発達障害がある子どもを育ててきた同じ立場の親が、傾聴・共感したり、自身の子育て体験談等様々な情報提供を行ったりして、親たちの精神的な支えとなることです。活動に際しては、発達障害者支援センター「つばさ」と連携しながら支援を進めていきます。平成24年度から平成26年度にかけて、第1期ペアレントメンターを養成してきており、平成26年12月より活動を開始しました。第2期の養成については、第1期の開始しました。第2期の養成については、第1期の間活動状況を見ながら検討していきます。その際は、第1期と同様に、受講者が参加しやすい日程を設定するなどの配慮も行っていきます。	2	•
68	【拡充】発達障害者支援体制の充実 発達障害のある人の支援について 不登校のサポート体制の充実 支援室だけでは改善には限界がある。例え ば、フリースクールのような機能を持つ公的 なサポートが必要ではないか。	不登校児童生徒への支援として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談、不登校児童生徒療育キャンプ、市費講師の配置等を行っています。それに加え、子ども総合センターを通じて、少年支援室との連携を図っており、今後も児童生徒の状況を踏まえた支援に努めていきます。	2	3

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
69	【拡充】発達障害者支援体制の充実 発達障害のある人の支援について 教育委員会指導部指導二課のスクールソーシャルワーカー事業の活用が望ましい。 子ども(障害児童を含む)に一番身近である 学校の現場で、福祉の専門家(社会福祉士 および精神保健福祉士)であるスクールソーシャルワーカーが相談を受ける、またスクリーニングをしていくことは早期発見等の支援には欠かせない。また、スクールソーシャルワーカーは学校を基盤としたケース会議を多く展開しており実績がある。そのため、連携もしくは支援体制づくりとしても大いに活躍すると思われる。	教育委員会指導第二課に7名のスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校や暴力行為、発達障害など問題を抱える児童生徒に対して、家庭訪問や学校訪問による面談、医療や福祉な必要等の関係機関との連携強化、ケースをも指強の導きを行い、事案の早期発見・早期対応に努めています。今後、支援対象者数の推移や取組状況を見ながら、増員の検討等、スクーシャルワーカーの体制の充実を図り、の支援を行い、切児児童生徒の支援を行い、の支援を行い、切児児童生徒の支援を行い、切児児童生徒の有深を見通して、現在のおお、発達障害のある人の支援をいこのに、特別支援教育相談センターで教育相談や巡回相談を行い、幼児児童生徒の将来を見通して、現在のおり、幼児児童生徒の将来を見通して、現在のおり、が関係をいるに、時間に、対別に、いい、は、対別に、に、は、対別に、は、対別に、は、対別に、は、対別に、は、対別に、は、対別に、は、対別に、は、対別に、対別に、は、対別に、対別に、対別に、対別に、対別に、対別に、対別に、対別に、対別に、対別に	2	\oplus
70	援体制の充実。また、重度自閉症児の療育の場が増えてほしい。大学病院に療育的な機能を持つシステムが必要。 医療機関や相談支援事業所だけでなく、家庭において発達障害児・者や家族を支える障害福祉サービスや支援が必要発達障害等に対する取り組みとして、ペアレントメンターの養成が掲げられているが、あまり周知されていない。情報を発信してほしい。	大学病院の療育機能については各病院での対応となりますが、本市においては、総合療育センタが地域の医療機関とネットワークを構築し、地域で必要な医療が受けられるよう在宅の障害児の支援を行います。 家庭での発達障害児・者に対しては自宅で相談・指導を行う訪問療育指導事業の訪問相談や、家族に対しては負担を軽減する短期入所すのトートスイン等の者社サービスを実施していまいて発達で書支援センター「つばさ」において理解である接として、発達障害の基本的な理解である。大学である接として、発達で書の基本的な理解である。大学である。大学である。大学である。大学である。大学である。大学である。大学である。大学である。大学である。大学では、平成26年12月から、活動を開始しました。活動状況を踏まえながら、今後、情	2	Θ

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
71	【拡充】災害時の避難支援対策 一般の避難所での生活が困難な方のために、特別な配慮がなされた避難所として、「福祉避難所」を確保していくことが打ち出きれているが、数は十分なのか。東日本大震災の時に重度の障害児者が避難所に入れずに、車の中で生活をしたという報道も多くあった。特に自閉症児者は全く関わりの過ごし、幕らすことはできないと思う。一般避難所から福祉避難所への移動がスムーズにできるように、避難所で対応する行政関係者には様々な障害特性の理解を促すための研修を常日頃から取り組んでいただきたい。	深めるよう努めます。 福祉避難所の利用にあたっては、施設が受け入れる避難者に適切に対応できるよう事前に調整を行い、避難する福祉避難所を決定しています。予定避難所で過ごすことができない障害者について、障害特性に配慮した対応をさらに検討していく	2	•
72	【災害時の避難支援対策】 福祉避難所の継続的設置と記載している が、対象者が登録制であり、積極的な動きも ないこともあり、障害のある方が身近で安心 して利用できる仕組みになっていないように 思われる。	必要があると考えています。 今後も、障害のある方が身近で安心して利用できる福祉避難所の仕組みについて、検討を進めてまいります。	2	•
73	【災害時の避難支援対策】 災害の多い現在、避難についての取り決め を説明する機会を増やしてほしい。	今後も地域での出前講演や防災講演会などの機 会をとらえ、対応していきます。	2	①

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
74	【拡充】「改正障害者雇用促進法」への対応 障害者のいる(多い)職場にジョブコーチの 配置を 精神障害者はコミュニケーション能力に欠 けるが、優しく真面目で努力する。就労で生 きがいを感じ、仲間づくりができ、自分の心を 解放していければ、症状も落ち着き改善され る。人間関係が上手くいけば就労も持続す る。ジョブコーチの配置を是非お願いする。	精神障害者の就労支援にあたっては、就職に至るまでの各段階の支援だけではなく、就労後の定着支援のための支援が重要です。このため、計画素案に記載しているとおり、しごとサポートセンターや国の機関に配置されているジョブコーチが連携を図りながら、精神障害者等の定着支援の強化を図ります。また、改正障害者雇用促進法に基づき、平成28年4月から、雇用分野において、過重な負担にならない範囲で障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供)が義務づけられます。しごとサポートセンターを中心に、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、これらの法改正の趣旨とともに、民間事業者がジョブコーチを配置する際の国の助成制度について周知を図りながら、精神障害者の職場定着の支援を行ってまいります。	2	\odot
75	【拡充】「改正障害者雇用促進法」への対応 企業における障害者雇用拡大の促進事業 の事業内容として、障害者雇用事業所の誘 致に取り組んでいくことが挙げられている。 当然ながら、誘致※1も大切な方法は福祉分かった。 あると考えるが、一方で、精々な機関にいいて、第一線で雇用開拓に取り組んでおられている。 東務者の方が多くいる。例えば、ハローワクでは、障害者の就労指導担当職員の他に、精神障害者の就労をとして担当、職員の他に、精神障害者雇用トータルサポーターなどの福祉職も勤務している。誘致のみではなく、役割の違うそれぞれの機関で雇用開拓、その 福祉職も勤務している。誘致のみではなく、役割の違うそれぞれの機関で雇用開拓し、そに に行う実務者の方々の連携を促して強られた知識や情報を活用して雇用拡大を促進していくという事業内容も必要ではないかと考える。	障害のある方の就労支援にあたっては、関係機関との連携が重要です。このため、しごとサポートセンター、ハローワーク、特別支援学校、就労移行支援事業所、能力開発機関、障害者相談機関等で構成する就労支援にかかるネットワークの会議を定期的に開催し、就労支援にかかる協議や情報の共有を行なっています。。また、このネットワークの中で、企業訪問等で得た	2	\oplus
76	【拡充】「改正障害者雇用促進法」への対応「精神障害者の雇用に関する現状を把握するための企業アンケートの実施」、「精神障害者の雇用を今後希望しそうな企業の情報を関係機関で共有できる実務者レベルでの会議の実施やシステムなどの構築」、「福祉、就労、公的機関等の雇用開拓担当者(実務者)が、それぞれの専門分野の話を行い、障害や障害者雇用に関する多面的な理解を企業に深めてもらい雇用に繋げるための、企業向け合同研修や説明会の開催」など、実効性が高く、安定、継続した雇用の確保にも繋がる取り組みが行えるような事業内容の検討。	企業の求人情報を、必要に応じて情報提供するほか、個々の障害者の状況に応じたマッチング等を行なっています。さらに、ハローワーク等の国の機関と連携した障害者雇用にかかる就職面談会を開催するほか、企業の障害者雇用を促進するためのセミナーを開催しています。 平成30年度から精神障害者の雇用義務化等を踏まえ、ご提案の内容を参考にしながら、この就労支援のネットワークの中で、精神障害者の就労支援強化を図っていきます。	2	\odot

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
77	【拡充】「改正障害者雇用促進法」への対応 企業によっては精神障害者というだけでその 人の病状、能力に関係なく駄目と決めつけ ている所もある。精神障害者でも十分に働け る人は多い。一般企業がもっと精神障害者 を採用するよう市から何らかの手を打ってほ しい。	ポートセンターを拠点とする就労支援ネットワーク の中で適切に支援していくとともに、障害者差別	2	•
78 79	【拡充】「改正障害者雇用促進法」への対応 市が、一般企業へ精神障害者を積極的に採 用する様に働きかけて欲しい。 (同内容の意見:他1件)	解消法の周知啓発活動の中で、精神障害者の雇用への理解を広めていきます。	2	1
80	【拡充】「改正障害者雇用促進法」への対応障害者雇用について、国は障害者を全体の2%受け入れるよう義務付けているが、息子がその中に入るまで13年かかった。履歴書を送っても書類で駄目だったことも度なあった。精神障害者の場合、就職が難しく、もともと受け入れるところは少ないでしょう」と言われた。一生懸命に履歴書を書くだけ無駄だった。最初から駄目なら駄目と言ってくれればいいのにと反論したこともあった。息主を書くだけ無駄だった。最初から駄目と言ってくれればいいのにと反論したこともあった。息では一般の会社に就職し、元気に通勤している。精神障害者の場合は、環境のよいところに入れば、その中で毎日過ごしていけるような気がする。	改善するための措置(合理的配慮の提供)の提供が事業主に義務づけられるとともに、平成30年度から精神障害者の雇用が義務化されます。計画にも記載しているとおり、今後もしごとサポートセンターを中心に、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、働く意志や能力のある精神障害者の就労に至るまでの各段階や就労後の定着支援を、個々の障害者の状況に応じてきめ細	2	•

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
81	【新規】「障害者優先調達推進法」への対応 ぬくもりプロジェクトを施設だけでなく、個人 にも開放すべきである。	NUKUMORI(ぬくもり)プロジェクト推進事業は、 平成25年度から、障害福祉サービス事業所に対 して、魅力ある製品の開発、販路の拡大など、事 業所等を積極的に支援する取り組みです。今後、 在宅の障害者など個人の参加についても検討し てまいります。	2	①
82	【新規】「障害者優先調達推進法」への対応 障害者の経済的自立のために 就労継続支援事業所(A・B型)に発注する企 業に対しての何らかの優遇措置を検討して もらいたい。 事業所職員から、「作業をいただける企業が どこにあるかわからない、工賃アップにどの ように取り組んでいいのかわからない。他の 事業所がどのような取り組みを行っているの 事業所がどのような取り組みをそいいるの ような研修会や連絡会など設けてもらいた い。 また就労移行事業所のみならず、継続支援 事業所にも障害者に仕事をしてもらいたいと いう企業との間に意見交換の場があればい いと思う。	なることから、まずは県のこの事業を推進していきたいと考えています。 本市では、市内の障害者就労施設等を対象に、商品等の売り上げの増加、それに伴う工賃のアップ、障害者の自立の促進を目指す、NUKUMOR I(ぬくもり)プロジェクト推進事業を実施しています。多くの障害者就労施設等が参加し協議、情	2	$^{\odot}$
83		就労継続支援事業については、通常の事業所に 雇用されることが困難な障害者に対して、必要な 知識及び能力の向上のための訓練、その他の必 要な支援を行っています。このうち、就労継続支 援A型については雇用契約に基づく就労となり、 最低賃金の対象となっております。また、就労継続支援B型については、各事業所の売り上げに 応じた工賃が支給されているところです。市では 北九州NUKUMORI(ぬくもり)プロジェクトを実施 し、事業所の協働による魅力ある商品開発や、販 売促進等を図り、売り上げの増加とそれに伴う工 賃アップに取組んでいます。	2	•

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
84	【「障害者差別解消法」への対応】 障害者差別解消法を目標に全国では多くの地域で条例づくりが進んでいる。首長によっては、条例がなくても差別解消法に取り組むことはできると言われる方もいるが、市長りを進めているところもある。障害がある人と関われた方は、差別解消法の言葉に気も目も向くかも知れないが、行政も議員もそんなことは必要ないと思われる方はいるようである。本当に差別解消するには、北九州市民の誰もが差別されない条例づくりが必要だと思う。 【「障害者差別解消法」への対応】 幾つかの自治体で障害者差別禁止条例が制定されている。北九州市においても同条	障害を理由とした差別を解消していくためには、 社会全体で取り組んでいくことが重要です。この ため計画に記載しているように、障害者本人、障 害者団体、民間事業者、学識経験者等による地 域協議会を設置するとともに、障害を理由とした 差別や人権侵害にかかる相談体制の整備、効果 的な周知啓発のための手法や体制など、様々な 支援措置等を実施することとしており、これらの取 り組みを進める中で、障害者団体等のご意見や、 他の自治体の動向を参考にしながら、条例の必 要性について検討していきます。	2	•
86	例制定の検討をお願いしたい。 【「障害者差別解消法」への対応】 障害者差別解消法」への対応】 障害者実態調査の「障害者差別を減らすための方策について」で各障害とも、学校での学習、※相談窓口の充実、※市の啓発活動、条例の制定、障害福祉団体への支援を挙げているが、※以外は本計画に盛られていない。素案P74では地域協議会の設定に向けての方針に触れられていない。障害者を介護する家族の悩みや辛さを支え合う家族の悩みや辛さを支え合う家族の悩みや辛さを支え合うまでは、でいるが、でいるが、差別禁止条例の制定に向けての方針に触れられていない。障害者を介護する家族の悩みや辛さを支え合うまでは、でいるがといるを選択してこそ、記述が、でいると書きを介護すると表して、これでは、といるでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるのが、いるの対応には、いるの対応には、いるの対応には、いるのが、いるのが、いるのが、いるの対応には、いるのが、いるのが、いるのが、のが、ののが、ののが、ののが、ののが、ののが、ののが、ののが、ののが、の	【差別禁止条例の制定について】 差別解消条例についてはNo.84、85と同じ。 【障害福祉団体への支援】 計画に基づき、平成28年4月の法施行に向けて地域協議会の設置・運営を行うこととしており、差別解消に資する情報提供や、関係機関の連携の促進等を図りながら、障害福祉団体の支援を進めていきます。	2	•
87	【「障害者差別解消法」への対応】 障害者差別解消支援地域協議会の早期設置、並びに障害者差別禁止条例の制定について、一昨年6月に障害者差別解消法が成立した。これを受けて北九州市においても差別の「具体的内容」、「社会的障壁の除去に必要かつ合理的配慮」等について、検討を始められていると思うが、地域協議会を早期に設置し、障害者家族会の意見を汲み上げていただきたい。	とともに、平成28年4月の障害者差別解消法の施行に向けて、地域協議会の設置を進めていきま	2	•
88	【「障害者差別解消法」への対応】 差別解消法の施行に向けて、一般市民に理解を広げるとともに、障害当事者、関係者への啓発も必要、且つ重要である知的障害の場合、当事者、親・家族が、差別は許さない、諦めない、という強い意識と行動がなければ、せっかくの法律が飾りになってしまう。	障害を理由とした差別を解消していくためには、 社会全体で取り組んでいくことが重要です。 このため、障害者差別解消法の趣旨や内容について、幅広い理解が得られるよう、広く周知啓発を行っていくとともに、法が目指す差別の解消に向けて、障害者団体をはじめ関係者・関係機関と連携を図りながら、一体となって取り組んでいきます。	2	•

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
89	【その他】 相談支援体制について 相談支援事業所、相談支援専門員の不足に ついて、人数の確保のため北九州市で年数 回の相談支援研修の実施など検討してもら いたい。サービス管理責任者研修も同じ。	ご意見の研修については、国の制度において実施主体は県と定められています。今後も県に対して、研修回数の増や市内での開催などの要望を行い、事業所数や相談支援専門員、サービス管理責任者の不足解消に向けて努めてまいります。	2	•
90	【その他】 支援を必要な子どもや成人について 電話問い合わせ等で、未診断や初めて相談 をするケースでどこに相談していいか分から ないと言う意見が多い。『なんでも相談』のような窓口が必要ではないか。	活や社会生活を営むことができるように支援する	2	1
91	【その他】 計画相談について 計画を作成する過程、その後の検証に対する評価(報酬) 本人が何処でどのような生活を望んでいるか、思いを形に変えていく作業には多くの時間が必要と考えるが、評価(報酬)がそのような形になっていない。権利条約の精神に照らしても、本人の話を丁寧に聞き、話し合っていく時間をつくれるような仕組みを作って頂きたい。	昨年、国の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、質の高い計画相談支援が提供されている事業所に対する加算の創設や、本人の話を丁寧に聞き、話し合っていく時間がつくれるようなサービス利用状況の定期的な検証(モニタリング)について検討するという方向性がとりまとめられました。それを受け、現在、国において報酬改定の具体的な検討がなされているところです。	2	3
92	的にはケアマネージャー的な役割を果たして ほしい。普段から本人や親の希望を伝えるこ	障害のある方が適切なサービスを利用できるようにするため、平成27年4月以降の支給決定の際には、相談支援事業所の相談支援専門員がサービス等利用計画を作成することとなっており、相談支援専門員がケアマネジャー的な役割を担うことになっています。	2	•

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
93	【その他】 大多数の重度や行動障害のある知的障害者にとって必要な支援は入所施設に頼らさ意義を得ない現状を鑑み、入所施設の存在設は地域に溶け込み地域の一員として幕らしていることも認識し暮らしまず、その改すべるとは記識し暮らしまず、その改すべりとはでいるとはは従来の人所施設のをはなができるようにしいの支援を入所施設のではなができるようにしいの方により4人のを高といるとは環境改善により4人のを高めるような施策をとしては、例えば入所施設利用者も移動支援を利用して余暇活動を充実できるようにしては、例えば入所施設利用者も移動支援を利用して余暇活動を充実できるようにしてほしい。	入所施設については、重度の障害や障害者の高齢化など利用者の状況に応じ、入所でつす援が上で、支要な役割を担っていると考えます。入所での支援が必要な方に対しては、今後も継続して利用できるようサービスを提供していきます。また、入所施設では、夜間、休日に入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供していきまう。また、入所施設では、夜間、休日に入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供していきまっ。また、入所施設では、夜間、休日に入浴、排泄、食事の介護等の時害福祉サービスについては、東国間の日中活動として施設が提供や就、利用者が障害の程度に応じて施設以外のサービスを選択して利用できるようになっています。 居室定員は、施設の指定基準で4人人の日本のの上であった際は、入所にじ、個室化等をするの目に多めるよう働きかけけてまいります。 入所施設利用者の移動支援の利用については、供するサービスの中に、外出や今まそのとは、入所に表すの報問の表が移動支援をあたいます。現在人が充実したいます。現在人が充実したいます。現在人が充実したいます。現在人が充実したいます。現在人が充実したいます。現在人が充実したいます。現在人が充実したいます。現るとなら各施設に働きかけをしてまいりたいもあるよう各施設に働きかけをしてまないことときれています。	2	3
94	ができない状態が続いている。幸い強度行	強度行動障害支援者の養成研修については、国の制度に基づき、県が実施することとなっており、本市では、こうした研修について、事業所に対して情報提供を行い、研修の受講を促進していくこととしています。	2	1
95	去3年間見込量に対して実績が増えていないが、その理由として、利用希望が週末に集中して、ヘルパーが足りないために利用できないということがある。 ②移動支援で、ヘルパーが複数支援できるようにしてほしい。ヘルパー1人が障害者2人、またヘルパー2人で障害者4人など、支援できるように複数支援を認めていただきたい。 ③施設入所支援でも移動支援が使えるようにしてほしい。グループホームと施設入所支援で、夜間と土日の支援ということでは同じ	現在のところ、本市では安全性の確保の観点から、複数支援を認めていない状況です。今後については、他都市の状況等も参考にしながら、検討していきたいと思います。	2	3

No.		意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
	96	【その他】 短期入所支援(精神障害者)をお願いしたい。 今年家族が入院するので色々預かっていただける所を探したが、小倉にはちゃんとした所はなかった。小倉にもぜひ作っていただきたい。	現在、本市における短期入所サービスを提供する 事業所は28箇所あります。区によって設置数に違 いがあり、利用に当たっては、隣接区を含めて広 域対応をお願いしているところですが、今後、事業 者に対して、各区における設置状況を積極的に情 報提供して参入を促すなど、数の少ない区におけ る短期入所事業所の設置促進に努めてまいりま す。	2	•
	97	【その他】 平均寿命が男女共に80歳を超えている現状から、在宅で長く家族と暮らすことも1つの選択肢ととらえ、グループホーム等の充実と並行して在宅サービスの更なる充実を図ってほしい。 具体的な要望は次のとおりである。 ①生活介護の利用日数を増やしてほしい。祖父母に介護が必要になり、生活介護に行けない日はとても大変。日数制限の緩和を切に望んでいる。 ②入院時にヘルパーさんを利用したい。本人が入院した際の家族の負担を軽減するためにホームヘルプサービスを利用できるよう、利用条件を緩和してほしい。	生活介護の利用日数については、区役所で利用者の障害の程度や家族の状況など個別の状況を勘案して支給決定を行っています。もし状況等に変化があれば、区役所の担当窓口にご相談ください。 ヘルパーの利用条件の緩和については、国の制度上、原則、入院時など病院内において障害福祉サービスの利用は出来ないこととなっており、現状では困難な状況です。	2	3
	98	【その他】 入所施設から作業所等へ通えるようにしてほしい。 施設入所を躊躇う理由の一つは、入所してしまえば通う場を失うことである。本人に体力がある間は、日中は活動の場に通い夕方には家に帰るという生活を続けさせたい。ただ、いつか本人の体力も低下して通所できなくなるはずと考えるとグループホームは終の棲家ではなく通過施設と捉えるべきで、グループホームから施設入所への移行をかどうかが不安。かといって、本人が通所を楽しむことができるうちに入所させるのは忍びない。結果、いつまでも在宅を続けることになってはしい。	入所施設については、昼間の日中活動系サービスを選択することが出来ますので、サービスの重複がないように、日中活動の場を入所施設内だけでなく、入所施設外の別の事業所へ通所することが出来ます。	2	•
	99	【その他】 入所施設(精神障害者)を行政の力で多く作っていただきたい。これからは多くの施設が必要と思う。家族会で作るのは金銭面から少ししかできない。 行政でがんばって作っていただきたい。	本市としても入所施設の必要性は認識しており、 障害の重度化や障害者の高齢化など入所施設の 利用者の状況を勘案して、入所による支援が必 要な方に対しては、今後も継続して利用できるよう サービスを提供してまいります。 なお、グループホームの整備については、現在民 間業者、社会福祉法人、NPO法人等で行ってお りますが、本市では、市独自予算によるグループ ホームの開設の際の備品購入費等の助成事業を 実施しており、今後も継続してまいります。	2	Θ
	100	【その他】 入所施設の改善について 古い施設の居住環境の改善が進むよう、指 導をお願いしたい。	入所施設における居住環境の改善は重要と考えますので、建物の老朽化等により、入所者の安全面や衛生面等に支障が生じているような場合には、改善を働きかけてまいります。	2	1

No.		意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
	101	【その他】 要支援1・2となった障害者へのヘルパー派遣は障害福祉サービスのヘルプを提供してほしい。福岡市や高知市などでは視覚障害者は介護認定区分においてはほぼ要支援1・2の認定が出るようである。そうなるとヘルパーの資質は法律の内容にもあるようにまったく異なるものになっている。これらを裁判などで戦わないでいいように上乗せや独自の施策を作ってほしいと思う。	章書福祉サービスと介護保険制度の適用関係に りいては、一律に対応しているのではなく、障害 音の個別ケースを総合のではない。適用し	2	3
	102	【その他】 年齢による差別ともいわれる介護保険と障害福祉サービスにおける65歳問題を改善するためにも障害を持つ人たちが高齢になっていく中で、現状の介護保険制度の中では自立した生活を営むことが困難である。北九州市においてはこの命にかかわるような内容を改善するためにも北九州市独自の施策として実態にそった障害福祉サービスの提供を続けてほしい。	ているところです。また、介護保険制度の適用に当たっては、障害福祉サービスの提供基準を明確にするよう、国に対して要望しています。	2	3
	103	【その他】 介護保険移行年齢に達した高齢障害者の支援については、一律に介護保険移行ということではなく、最も適切な支援を受けることができるように配慮することとなっているが、区の窓口には十分伝わっていない。配慮しなければならないことを窓口に徹底してほしい。	介護保険移行年齢に達した高齢障害者の支援における、障害福祉サービスと介護保険制度の適用関係については、一律に対応しているのではなく、障害者の個別ケースを総合的に勘案しながら、適用しているところです。介護保険制度の適用に当たっては、障害福祉サービスの適用基準を明確にするよう、国に対して要望しています。こうした対応について、区役所の窓口への周知徹底を図ってまいります。	2	1
	104		グループホームの利用については、障害福祉サービス利用時にかかる利用者負担額のほかに、家賃、光熱水費、食費等の料金が必要です。障害福祉サービス利用時にかかる利用者負担額については、利用者の所得に応じた負担上限額が決められ、軽減が図られており、生活保護受給世帯や市民税非課税世帯については0円となっています。このほか、グループホーム利用者の負担軽減措置としては、生活保護受給世帯や市民税非課税世帯に対して、月額1万円を上限とした家賃の助成制度を実施しているところです。	2	•
	105	【その他】 障害者の子どもが今は38才だが、年をとって老人ホームなど知的障害の子どもが入れる施設があればいいと思っている。	障害者の高齢化による問題について、対応していくことが必要であると認識しています。ご意見については、今後の支援の取り組みの参考とさせていただきます。	2	1

No.		意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
	106	【その他】 子どもが年をとって今の施設では無理になっ てくるので、子どもが入りやすい施設があっ てほしいと願っている。	入所施設利用者の高齢化への対応としては、高齢化により新たに必要となる支援を盛り込んだ個別支援計画づくりや相談支援事業を活用したサービス等利用計画の策定・相談等により行っているところです。入所施設による適切な支援が行われるよう、集団指導や実地指導の中で情報提供及び指導等を行ってまいります。	2	•
	107	【その他】 地域移行、地域定着支援の充実のため、介 護をもっと視野に入れたグループホームの 増設をお願いしたい。	グループホームについては、平成26年4月、障害者総合支援法の改正により、障害者の高齢化・重度化への対応、継続的な利用の促進など、共同生活を行う住居での柔軟なケアや介護ができるよう、ケアホームとグループホームの一元化の制度改正が行われています。こうした制度改正により、今後、介護をもっと視野に入れたグループホームの整備が促進されるものと考えます。	2	•
	108	【その他】 精神障害者、認知症の方の医療体制について 実態把握と医療体制の充実 一般市民に比べ、精神障害者、認知症患者 は十分な医療が受けられない状況にあるように思う。精神科病院の中の医療体制を充 実する事も当然であるが、一般科においても 十分な医療が受けられるよう、まずは実態を 調査して頂きたい。	精神障害者や認知症の方も含め、その病院では 治療できない疾病や専門的治療が必要な場合に は、一般的に病院間の連携(病病連携)や病院と 診療所間の連携(病診連携)により、患者に対す る適切な治療提供に努めていると認識していま す。	2	•
		【その他】 触法障害者への支援 法務省保護局(保護観察所等)や法務省矯 正局(刑務所等)との事業展開、連携体制づ くりが求められる。	今年度、行政や弁護士等の関係者による研究会を設置し、逮捕から起訴までの間の支援の方法について協議を行っています。 矯正施設を退所する障害者の支援については福岡県地域生活定着支援センターと連携を行なっており、必要に応じて保護監察所や刑務所等とも連携していきます。	2	•
	110	【その他】 権利擁護の推進 市長申立て以外での「成年後見制度利用支 援事業」の利用拡大をお願いしたい。	身寄りのない知的障害者・精神障害者・認知症・ 高齢者等で当事者による申立てが困難な場合 は、市長による成年後見の申し立て、さらに経済 的な理由により費用の支払いが困難な方には一 部助成を行っていますが、それらの経費は近年増 加傾向にあります。 一方、本人や家族等による申し立てに対する利用 拡大については、経費の大幅な増加が課題とな り、直ちに実施することは困難な状況です。	2	3
		【その他】 余暇活動について 障害者が余暇を楽しめるよう、支援をお願い したい。	本市では、障害のある方の余暇活動の支援のため、東西の障害者福祉会館において、余暇講座の開催や、余暇活動の場の提供を行っています。また、障害者のある方のスポーツ活動の拠点として障害者スポーツセンターの運営や、芸術文化活動の発表の機会の提供として障害者芸術祭を開催するほか、障害福祉情報センターでは行政や民間が実施するイベント情報を発信しています。今後も、皆様の意見を聞きながら、余暇活動の支援に取り組んでいきます。	2	•

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
112	【その他】 芸術文化活動の支援も促進してほしい。	障害のある人の芸術・文化活動を推進するため、 障害者福祉会館等において芸術文化活動に関す る講座を開催するほか、障害者団体等が実施す る芸術文化活動にかかる共催・後援、PR等の支 援を行っています。 また、広く活動の成果を発表する機会を提供する ため「障害者芸術祭」を開催するほか、障害のあ る方の芸術文化活動の窓口として、平成26年度 から東部障害者福祉会館の中に「芸術文化応援 センター」を報うに設置しています。 今後も皆様の意見を聞きながら、障害のある方の 芸術文化活動の支援を行っていきます。	2	•
113	【その他】 視覚障害者の情報の保障の観点から、コミュニケーション支援事業の中に、代読・代筆等の支援に従事する人材を位置付けていただきたい。現状、居宅介護や同行援護従事者が、代読・代筆の任に当たるケースが最も多いので、それらの事業に従事する人(ヘルパー)の資質向上のための研修を行っていただきたい。また、ボランティアやヘルパーでは対応できない、法的責任が生じるような代読・代筆について、その任に当たる専門職(ィネトをする機関を設置していただきたい。差別解消法における合理的配慮の観点から、今後、短時間に点訳・音訳の作業ができる人材が求められる。人材育成のための講習を実施するとともに、受講者が業務として点訳・音訳の作業に当たれる環境整備を行っていただきたい。	視覚障害者の社会参加を促進するため、その障壁となっている情報保障の充実が重要です。計画に記載しているように、「障害者差別解消法」が求める合理的配慮等の措置を検討するため、障害者本人、障害者団体、民間事業者、学識経験者等をメンバーとする会議を設置することとしており、この取組みの中で、障害者の情報保障のあり方について検討を進めていきます。	2	3
その他	!			
114	市のホームページで公開されている事業者の一覧表について、各事業所の事業ごとの定員やグループホームの住居ごとの定員を情報として追加してほしい。サービス量の状況がわからないと、法人の事業計画を立てる際に参考にできないため。	障害福祉サービス等の利用者や事業者にとって、各事業所等の利用定員は有益な情報と考えられるため、今後、グループホーム入居者のプライバシーなどにも配慮しながら、ホームページへの掲載について検討してまいります。	4	④
115	市の障害福祉計画のサービス見込量を超える指定申請があった場合、市としては、いわゆる「キャップ」をはめるという考え方はあるのか。もし、そのような対応をするならば、指定事業所の定員等の情報公開はタイムリーに行ってほしい。	障害者総合支援法では、障害福祉サービス等の 指定申請の際、生活介護と就労継続支援B型事 業所は、サービス見込み量を上回るときは、指定 しないことができるとなっていますが、本市におい ては、現在指定の総量規制は行っていません。	2	3

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
116	家族会に5年前に入会し、悲惨な生活からずいぶん助けられて現在に至っている。それまでの15年間は生きたここちがしない生活だった。家族会の入会は市政だよりの記事がきっかけだった。福精連、アヴァンセ等の活動を市政だよりに載せていただきたい。	市政だよりについては、誌面に限界があり、市の主催事業等を優先し掲載しています。 家族会については、「セルフヘルプ・グループ情報誌」等に掲載し、区役所等の相談の際に配布しており、今後とも家族会の情報提供に努めてまいります。	2	1
117	家族会で当事者の集まりを計画しているが、 当事者だけにまかせると負担が重く続かない。当事者会をサポートする専門職員の派 遣をお願いしたい。	当事者への支援は大切な支援であると認識しています。 家族会活動に直ちに専門職員を派遣することは 困難ですが、当事者について活動を実践している 他のセルフヘルプグループがあり、これらとの連 携も一つの方法と考えます。セルフヘルプグルー プに関して情報提供などの支援を行ってまいりま す。	2	•
118	運転免許更新時の病院側の意見がばらばらで当事者が困っている。車がなければ外出が困難な人もたくさんいる。行政で何かアドバイス的なことはできないか。	平成25年6月に公布された改正道路交通法では、 免許を受けようとする方に対して、病気の症状に 関する質問票を交付することができる制度や、免 許を取得している方で法が定めた病気(病気ごと に症状により除外規定が有ります)に該当する方 を診断した医師による任意の届出制度等が定め られました。 精神科医が患者に助言を行ったり、診断書を作成 したりするうえでの参考として、公益社団法人日 本精神神経学会がガイドラインを作成していま す。	4	4
119	障害者やその家族にとってカウンセリングは、重要な要素である。病院や民間でのカウンセリングは、保険が利用できず高額である。カウンセリングは悩み苦しんでいる障害者やその家族の心を解放し、自分を取り戻す足掛かりになる。是非、北九州市独自の助成など適切な措置を検討いただきたい。	精神障害者等へのカウンセリングには自由診療と 保険診療があります。 このうち保険診療においては、精神障害者本人に かかる外来の費用の一部が、自立支援医療によ る助成の対象となります。 ご家族への相談支援は、子ども総合センター(児 童相談所)や区役所、発達障害者支援センター 「つばさ」、基幹相談支援センター等で行っていま す。	2	1
120	市営住宅の障害者申し込み枠の増加、手続きの簡素化を検討して頂きたい。	住宅困窮度の高い障害者や高齢者等について、 募集毎の応募者の状況等を踏まえ、今後も引き 続き申し込み枠の増加を検討してまいります。 申し込みの手続きについても、入居希望者が申し 込みしやすい方法を検討してまいります。	2	①

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映 結果
121	高齢者施設における精神科医療・看護、精神保健福祉分野等の専門職配置を推進等して頂きたい。	高齢者施設に配置する職員数や職種については 国の省令で基準が定められていますが、現在、精神保健の専門職の配置についての定めはありません。 しかしながら、今後は、認知症や精神障害など複合的な問題を抱える高齢者への対応も求められるため、専門職の配置については関係者とも協議しながら研究していきたいと考えています。	4	•
122	退院支援計画の作成に対する評価について 検討して頂きたい。(診療報酬化等)	診療報酬については国で議論することとなっており、今後の動向を見守りたいと思います。	4	4
123	地域毎の福祉政策の取り組みに関する成功 事例の共有の場の設定が出来ないか検討し て頂きたい。	現在、北九州市自立支援協議会において、指定相談事業所が集まり、困難事例に対する相互アドバイス等を行う会議の開催や、サービス事業所及び当事者等で事例研究などを行う研究会を開催しています。 その内容についてはホームページ等で紹介するなど、広く情報の共有化を図ってまいります。	2	•
124	平成24年2月以降、国において法整備された中で、アルコール健康障害対策基本法(平成25年12月成立、平成26年6月施行)も新規・拡充版に記載してほしい。 【新規・拡充内容】 基本的な施策3-d(北九州市障害者支援計画平成24年度~29年度では3-e)に関連した新規・拡充内容について、今後計画されると考えるアルコール健康障害対策推進基本計画を意識した項目・事業名を挙げていただきたい。	アルコールによる健康障害に関する対策については、「元気発進!北九州」プランの分野別計画である「健康づくり推進プラン(平成25年度~平成29年度)」の中で、生活習慣病予防や依存症予防・依存症の相談支援等の事業に取り組んでいるところです。	4	4
125	地域で暮らす高齢者や障害者について 地域で暮らす高齢者や障害者にとって、民 生委員さんの存在は大きいが、民生委員さ んをサポートするシステムの充実や身分保 障が必要ではないか。	民生委員活動のサポートについては、平成20年度から「いのちをつなぐネットワーク担当係長」を各区に配置し(16名)、活動の支援を行っているところです。また、地域での連携としては、校(地)区社会福祉協議会の福祉協力と協働しながら、見守り、支え合いを行っています。今後は、さらに連携を深め、民生委員活動の支援を進めます。民生委員の身分については、民生委員法により規定されており、第10条に規定されているとおり無給で、一般に生活を保障するための俸給、給料などを受けない公の職とされています。	4	4
126	現在は個人の権利が強く我慢できない人が増えてきている。自分の失敗でも人のせいにしたり、遊具で遊んだり公園で遊んだりして怪我をするとその遊具のせいにしたり、こんな環境の下で育った子は大人になる前に困難にぶち当たるとどうしていいか分からず人にも相談できず頭の中の環境破壊が起こるのではないかと思う。事前の対策が必要だと思う。家族会も悩み考えている。	子どもから大人になるまでの期間は、豊かな情緒や社会性を育む大切な時期です。 子どもの成長や子どもを取り巻く環境において、 心配なことがある時は、学校や子ども総合セン ター(児童相談所)等の関係機関が相談に応じな	2	•